



医政発0917第17号  
平成27年9月17日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市  
特別区 〕 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

医療事故調査制度について（再周知）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）のうち医療事故調査制度に関する規定については本年10月1日から施行されることとされており、これについては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について（平成27年5月8日付医政発0508第1号）」により周知しているところである。

今般の医療事故調査制度の適切な対処及びご協力方お願いするとともに、管下医療機関において、10月1日から制度が開始されることの職員への周知徹底及び円滑な制度実施に向けた体制整備が図られるよう、指導方よろしく願います。

【参 考】

厚生労働省ホームページ（医療事故調査制度）ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療安全対策 > 医療事故調査制度について

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>